

北海道・東北市民オンズマンネットワーク

仙台例会報告

北海道・東北市民オンズマンネットワーク事務局長
弁護士 千葉晃平

6月5日(土)・6日(日)、緑芽吹く当地仙台において、北海道・東北・新潟・栃木から90名を超える参加を得て、半年に一度のネットワーク第36回例会『時給100万円超も！非常勤行政委員のヒジョウシキな高額報酬を斬る！市民フォーラム6・5@仙台』が開催されました。

基調報告では、ネットワークで収集・分析した延べ392名の委員に係る「日給額・時給額ランキング」を発表しました。時給177万円と驚くべき実態ははじめ10万円を越えるもの314名を超えるなど、異常な実態が明らかとなりました。さらに、個々の勤務内容や現在の社会状況に鑑みて漫然と高額報酬を維持することは違法であるとして報酬差止めを認めた大阪高裁判決(平成22年4月27日)を獲得された吉原稔弁護士から、高裁判決獲得へ

の道筋、ご自身の議員時代に本件問題に切り込めなかった経験談、今後の取り組みの方向性など貴重な講演がなされ、その後、会場から熱心な質問が寄せられ、翌日のマスコミにも大きく報道されました。

また、特別報告として、敗訴の場合の敗訴者負担問題と司法修習生の給費制問題が報告され、翌日の会議でも、緊急の対応の必要性が確認されました。

今回は、2010年12月11日(土)・12日(日)にいわき市(福島県)で開催予定です！市民の方々とともにあるべき行政・議会の姿を考えていきたいと思っておりますので、是非、ご予約・ご参加下さい。

では、当地仙台の盛会の準備・ご協力に感謝し、この場をかりてお礼申し上げます、ご報告とさせていただきます。

裁

判

報

告

県警報償費情報公開訴訟 (第2次・第3次)

仙台市民オンズマン
弁護士 鈴木 覚

犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟の第2次訴訟は、平成21年1月29日に出された仙台高裁判決(全面的に請求棄却)に対してオンズマン側で最高裁に上告受理の申立をしておりましたところ、平成22年4月16日付けで上告を受理しない旨の決定が言い渡され、敗訴が確定いたしました。最高裁が、公共安全情報に関する立証責任の問題や部分開示の問題に踏み込んでもらうことを期待してはいたのですが、非常に残念な結果となりました。また、宮城県警おける捜査報償費の問題

も闇に葬られたまま終わってしまう可能性が高くなりました。もっとも、前記仙台裁の判決において、一部ではありますが、宮城県警の不正支出を



認めたという点においては、大変意義があった情報公開訴訟であったと考えてます。

第3次訴訟は、平成12年度宮城県警刑事部鑑識課・鉄道警察隊・生活保安課の3つの部署における犯罪捜査報償費の支出文書に関して、非開示処分取消を求めている訴訟ですが、こちらについても現在、最高裁に上告受理申立をしておりますが、結果はまだ出ておりません。

外務省国賠訴訟

仙台市民オンブズマン 弁護士 今泉裕光



外務省国賠請求控訴事件は予定どおり平成22年1月25日、判決となりました。残念ながら控訴人オンブズマンの敗訴です。この判決で裁判所は、第一審と同様開示請求権者に適時に情報公開決定を受けることの出来る法的利益があると認めたとうえで、外務省が期限までに一部開示しなかったことは情報公開法上違法である、開示等決定期限を2年後と指定したことは「相当性を欠く」、関係部署に外務省本省から文書送付の指示をするのに4ヶ月余りかかっていることを「拙劣」と評価しつつも、依然として客観的証拠や社会通念に基づかない事実認定を行い、控訴人の主張を排斥しました。

従前の会報等で繰り返し述べているように、我々外務省国賠請求事件弁護団は、本件における外務省の対応の違法性、不当性は明らかなるものであると感じております。にもかかわらず、裁判所は、結論先にありきで、その結論に至るように事実を認定していると思えない内容の判決を出しました。

この判決は、情報公開制度を軽視し現状を容認する極めて不当な判決であります。そこで、再度

最高裁での審理判断を仰ぐべく、平成22年2月8日上告をしました。

上告審での顛末につきましては次号以下の会報でご報告いたします。

県議会海外視察 公金支出返還訴訟

仙台市民オンブズマン 弁護士 坂野智憲

4月22日、仙台高裁第2民事部はオンブズマンの控訴を棄却した。高裁は裁量権逸脱を認めなかった地裁判決を支持したところか、地裁が「調査させる合理的必要性に疑念を生じさせる」「調査・見学させる必要性については疑問を差し込む余地があるといわざるを得ない」とした部分すら書き改めて、さらに後退した判断をした。

高裁は、調査目的に即した見学を行って「調査目的について理解を深めたものと認められれば」視察を行う必要が認められると判示し、また調査目的に含まれていない観光資源の調査を行ったことについては、県の観光政策の在り方を考えるに当たって「全く関係がないとはいえない」、上記の観光地を見学したとしても、本件海外視察が全体として観光目的のものであったと断ずることはできないと判示した。つまり県政と関連性のある調査目的が掲げられ、県の政策の在り方を考えるに当たって全く関係がないとはいえない見学が行われれば適法だ」というのが高裁の判断枠組みである。

この論法を当てはめると、観光政策調査を調査目的に掲げれば、全行程を観光施設見学に当てたとしても適法ということになる。県議会は本件提訴後海外視察を事実上自粛してきたが、これで大手を振って海外旅行に出かけられることになる。高裁判決は、司法の行政チェック機能を放棄し、



海外視察に名を借りた議員の観光旅行を容認する結果となる非常識な判断である。オンブズマンは最高裁に上告受理申立をした。

直轄事業負担金問題の 訴訟経過

仙台市民オンブズマン
弁護士 松澤陽明

宮城県と仙台市が国の仙台河川国道事務所の移転先用地代の一部を工事費用の負担金として支払うことは、国の機関の維持運営費を地方に負担させることを原則として禁止している地方財政法に違反するとして、支払った金額の返還を求めている訴訟です。参加を渋っていた国が、ようやく裁判に参加してきました。国は、平成21年度から営繕宿舍費（用地代も営繕費という）や退職金については負担金に算入しない取り扱いに変えたようです。本当に法律で負担すべきことが決まっているのなら、請求したりしなかったりを国が勝手に決めることはできません。国に対してなぜ取り扱いを変えたのかなどの説明を求めています。裁判は、もう少しわかりそうです。

非常勤行政委員 月額報酬訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 熊谷優花

仙台市民オンブズマンは、非常勤行政委員に対する月額報酬制度は違法であるとして、公金支出の差止めを求めています。地方自治法は最小の経費で最大の効果を上げるべきことを定め、地方財政法は目的達成のための必要かつ最小限度の経費を超えてはならないと定めています。そのため、非常勤行政委員報酬は、原則として、勤務日数（勤務量）に応じて支給されると定められています。現在の非常勤行政委員の月額報酬制による異常な高額報酬は、このような法の趣旨に違反し、ただちに是正されるべきです。

ある仙台市泉区選挙管理委員には、年間の勤務時間が41分であるにもかかわらず、年間で121万2000円もの報酬を得ているものもあり、これを時給換算すると177万3658円にものぼります。ワーキングプアという言葉が社会的に問題となり、フルタイムで働いても生活保護の水準にもみえない収入しか得られない就労者の方がいる一方で、このような高額報酬はあまりにも非常識というべきです。

現在、裁判所に対して、現職行政委員の証人申請をしています。法廷の場で行政委員の勤務実態を明らかにし、これまでの税金の無駄遣い、社会的公正を是正するように強く求めていくところです。

議会費用弁償訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 原田憲

宮城県議会と仙台市議会の費用弁償についてご報告いたします。

この訴訟の争点は、支給された費用弁償と議員が議会出席に費やしている実費との差異です。これを明らかにするため、オンブズマンは、それぞれ、宮城県議会議員と仙台市議会議員に対する書面による証人尋問を申立て、全議員に対し、議会出席に要している費用についての回答を求めました。

議員から得た回答を集計したところ、議会出席に要している費用の支給金額にしろる割合は、全体として、宮城県議会において約2割、仙台市議会において約1割に満たないことが明らかとなりました。

被告の主張の中には、議員には職務のために交通費以外の諸費用が必要だとの主張もありますが、議員は政務調査費用として多額の支給を受けているはずですが、実際、書面尋問において、交通費以外の費用を申告した議員はいませんでした。

また、議員は、タクシーを使うこともあるので、交通費が高額となるという主張もあります。しかし、書面尋問の回答によると、議員がタクシーを使う場合は、議会終了後、懇親会などの会合があったときでした。飲酒したため自家用車を運転できずタクシーを使うことは自由ですが、そのタクシー代は費用弁償として私達の税金で負担されるべきものではないはずですが。

裁判は、まもなく結審し、判決となる見通しです。必ずしも容易な裁判ではありませんが、裁判所が議会の裁量などという言葉に逃げることなく、市民の常識にかなった判断を下すことを期待しています。

※仙台市議会海外視察は上告不受理決定。県警捜査報酬住民訴訟、在外公館機密費情報公開訴訟は上告受理申立中です。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2009.12.21 ~ 2010.6.15

2009

- 12. 21 国直轄事業負担金（県）公判
- 22 費用弁償（市議会）公判
- 〃 オンブズマン 12 月例会、忘年会
- 25 捜査報償費情報公開（第3次）控訴審判決、記者会見

2010

- 1. 5 行政委員月額報酬打ち合せ
- 13 仙台空港アクセス鉄道関係文書開示
- 15 国直轄事業打ち合せ
- 〃 行政委員打ち合せ
- 19 行政委員打ち合せ
- 21 行政委員（市）公判
- 〃 国直轄事業（市）公判
- 23 仙台市外郭団体検討会
- 〃 オンブズマン 1 月例会、合同新年会



- 25 外務省国賠高裁判決
- 26 東北文化学園進行協議
- 29 国直轄事業打ち合せ
- 2. 1 費用弁償（県）弁論準備
- 〃 市議会政務調査費打ち合せ
- 2 行政委員（県）公判
- 4 国直轄事業打ち合せ
- 6 わいわい市民政治@ふくしま講演会
- 9 費用弁償（市）公判
- 〃 海外視察（県）控訴審公判
- 10 行政委員打ち合せ
- 15 国直轄事業（県）公判
- 17 行政委員打ち合せ
- 23 市議会政務調査費打ち合せ
- 25 行政委員（市）打ち合せ
- 〃 国直轄事業（市）公判
- 26 オンブズマン 2 月例会
- 3. 2 費用弁償打ち合せ
- 〃 タイアップ役員会
- 9 行政委員（県）公判

- 12 東北文化学園控訴審判決、記者会見
- 17 国直轄事業（県）公判
- 18 費用弁償（県）公判
- 23 費用弁償（市）公判
- 25 政務調査費（仙台市議会）打ち合せ
- 〃 オンブズマン 3 月例会
- 29 上智大学小塚先生来所
- 30 平成 20 年度仙台市議会政務調査費住民監査請求
- 4. 5 国直轄事業打ち合せ
- 6 タイアップ例会
- 20 国直轄事業（県）公判
- 21 全国大会議会分科会打ち合せ
- 22 海外視察（県）高裁判決、記者会見
- 23 行政委員打ち合せ
- 〃 オンブズマン 4 月例会
- 26 行政委員（市）公判
- 〃 費用弁償（市）公判
- 〃 国直轄事業（市）公判
- 27 外郭団体・委託費関係文書開示
- 〃 北・東ネット仙台例会打ち合せ
- 5. 11 行政委員（県）公判
- 〃 情報公開法改正に関する意見提出についての打ち合せ
- 〃 費用弁償打ち合せ
- 〃 全国大会議会分科会打ち合せ
- 〃 市民のための法律家を育てる会意見交換会
- 13 費用弁償（県）公判
- 24 仙台空港アクセス鉄道関係文書開示
- 25 外郭団体検討会
- 〃 行政委員打ち合せ
- 26 北・東ネット仙台例会打ち合せ
- 〃 オンブズマン 5 月例会
- 31 会報「オンブズマン」No32 編集打ち合せ
- 〃 行政委員（市）公判
- 6. 1 タイアップ例会
- 2 北・東ネット仙台例会記者レク
- 〃 国直轄事業（県）公判
- 5~6 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク仙台例会



- 7 全国大会議会分科会事前勉強会打ち合せ
- 8 行政委員打ち合せ
- 〃 会報「オンブズマン」No32 編集打ち合わせ
- 9 平成 20 年度政務調査費（市）打ち合せ
- 15 費用弁償（市）公判
- 〃 行政委員（県）公判
- 〃 会報「オンブズマン」No32 発行

タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ会長

山田 忠行

梅雨入り前の穏やかな毎日が続いております。日頃よりご支援をいただいておりますタイアップ会員みなさまに、あらためまして御礼申し上げます。

仙台市民オンブズマンはあと3年で20歳を迎えようとしています。一方、オンブズマンを支える私たちの活動がやや停滞気味の

ようで、オンブズマンが不正追及の手を緩めることなく頑張っていますので、私たちもまけないような活動を展開して参りたいと気を引き締めているところです。

さて今月の例会に新しくタイアップに入った方が参加されました。久しぶりに例会が活気づいたのは言うまでもありません。しかし、オンブズマンを知っていても、タイアップはまだまだ知られていないのが実情のようです。どのようにすれば多くのみなさんにタイアップの活動に参加してもらえるか、みなさまのお知恵もぜひ貸してください。

今年も、案内のとおりタイアップグループ総会の季節がやってまいりました。まずは、総会と懇親会にご参加いただき、活発なご議論をお願い申し上げます。

仙台市民オンブズマンと タイアップグループの 総会と懇親会のご案内

日時 7月16日(金)
オンブズマン総会 16:00~
タイアップグループ総会 18:00~

会場 ホテル白萩

▶ 懇親会 18:30~20:00(会費5,000円)

- ※今年も総会は平日の開催です。ご注意ください。
- ※どちらの総会も参加できますので、ご都合をつけていらしてください。
- ※懇親会は、会費制です。楽しい出しものもあります。同封のハガキで出欠をお知らせください。
- ※懇親会用のお飲み物などの差し入れをお待ちしています。

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。ぜひお誘いあわせてご参加ください。

8月3日(火)も例会をおこないます

(支援企画の実行委員会を立ち上げます)

////// 会員のご紹介と会費納入のお願い ////

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします(振込用紙同封しました)。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

**納会
入先費** 七十七銀行本店(普通) 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名
- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。